

～きのこ中毒予防月間事業～ きのこ座談会（きのこ勉強会）の開催について

有毒きのこを原因とする食中毒は、例年9月から10月にかけて集中して発生しており、そのほとんどが家庭で起こっています。これら食中毒の発生を未然に防止するために、「きのこ中毒予防月間」に合わせ、きのこ座談会を開催します。

【きのこ中毒予防月間】

令和7年9月20日（土）から令和7年10月19日（日）

【飯田保健福祉事務所実施事業】

1 きのこ座談会（きのこ勉強会・鑑別日）

受付：14:45～15:00

座談会：15:00～16:00

開催日	場所
10月6日（月）	飯田合同庁舎 101号会議室
10月10日（金）	飯田合同庁舎 101号会議室
10月14日（火）	飯田合同庁舎 502・503号会議室
10月20日（月）	飯田合同庁舎 101号会議室

内容：きのこ食中毒防止対策について

：きのこの鑑別ポイントについて

当日参加者の皆様のご持参いただいた野生きのこの鑑別も行います。

※ 上記の座談会以外は、長野県きのこ衛生指導員が不在の為、保健所でのきのこ鑑別は行いません。ご注意ください。

2 野生きのこ販売所及び卸売り市場への立入指導

3 保健福祉事務所、市町村等による広報

下記事項を重点に、きのこ中毒防止に関する知識の普及啓発に努めます。

- 知らないきのこは採らない、食べない、売らない、人にあげない。
- 食べられるきのこの特徴を完全に覚える。
- わかっていても、もう一度よく確認する。
- 「柄が縦に裂けるきのこは食べられる」などの誤った言い伝えや迷信を信じない。

確かな暮らしを守り、
信州からゆたかな社会を創る

しあわせ信州創造プラン3.0
～大変革への挑戦「ゆたかな社会」を実現するために～

【長野県総合5か年計画推進中】

（問合せ先）

飯田保健福祉事務所（飯田保健所）
担当 食品・生活衛生課 松村、菅沼
電話 0265-53-0446（直通）
FAX 0265-53-0469（代表）内線 2161
E-mail iidaho-shokusei@pref.nagano.lg.jp